

森林法に基づく 林地開発許可申請の手引

東京都 環境局

目 次

I 林地開発許可による計画から完了までの概要

(1) 東京都林地開発許可の概要	3
(2) 林地開発許可制度体系図	6
(3) 東京都林地開発許可フローチャート	7

II 関係法令

(1) 森林法（抄）	1 1
(2) 森林法施行令（抄）	1 5
(3) 森林法施行規則（抄）	1 5

III 東京都林地開発許可手続に関する規則

IV 東京都林地開発許可実施要領

V 参考（技術基準）

(1) 切土、盛土、捨土関係	7 9
(2) 擁壁関係	8 0
(3) えん堤関係	8 1
(4) 排水施設関係	8 1
(5) 落石等防止関係	8 5
(6) 洪水調節池関係	8 5
(7) 沈砂池関係	8 9
用語の説明	9 0

I 林地開発許可による計画から完了までの概要

東京都林地開発許可の概要

1 林地開発許可制度について

(1) はじめに

森林は、水源のかん養、災害の防止、環境の保全等の公益的機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて、生活の安定と社会の健全な発展に重要な役割を果たしています。

一方、近年、森林を対象とする開発行為が急増する傾向にあり、森林は一度破壊されると、その回復には多くの困難と長い年月が必要です。

このため、開発行為にあたっては、森林の持つ公益的機能を阻害することのないよう節度をもって行う必要があります。昭和49年より森林法の中に林地開発許可制度が創設され、1ヘクタールを超える森林を開発する場合には、都知事の許可を受けなければならないこととされています。

(2) 許可の対象となる森林

許可を必要とする森林は、森林法第5条の規定に基づく地域森林計画対象森林です。

ただし、森林法第25条および25条の2により指定された保安林及び同法第41条により指定された保安施設地区の森林は除外され、別途の許可等が必要です。

(3) 対象となる開発行為の種類、規模

工場、事業場、住宅団地、レジャー施設、墓地、道路等の造成や土石等の採掘、残土の処理など土地の形質を変更する行為で開発行為の規模が

① 1ヘクタールを超える林地の開発

② 道路のみの新設等の場合は、路肩、曲線部等の拡幅部分を除く有効幅員が3メートルを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超える林地の開発

(4) 許可の対象外

次の各号の一に該当する場合は、許可の申請は不要です。ただし、ア及びウの場合には、開発行為を行おうとするときは知事との協議が必要です。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 災害、風水害その他の非常災害のために必要な応急処置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で、森林法施行規則第3条に定める事業を施行する場合

2 開発計画をたてるにあたって

(1) 事前相談について

林地を対象に開発計画をたてようとしている方は、その森林の存在する区域を管轄する東京都多摩環境事務所又は支庁の林地開発担当に相談して下さい。そこで、申請にあたっての留意事項及び申請書類、図面等の作成方法などについて説明を受けられ

ます。

(2) 申請にあたっての留意事項

① 開発計画の内容は、次に掲げる許可基準に該当しなければなりません。

ア 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他災害を発生させるおそれがないこと。

イ 森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しく支障をきたすおそれがないこと。

ウ 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

② 林地を対象に開発行為を行う場合は、事業の目的、態様等に応じ、事業区域内に一定の割合で森林又は緑地の残置を求められます。

3 許可申請にあたって

(1) 許可申請書は、東京都林地開発許可手続に関する規則第3条及び東京都林地開発許可実施要領第5条の規定に従って作成してください。

(2) 設計図書類は、できるだけA4判の大きさに屏風折りに統一してください。

(3) 設計図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しをつけ図書目録を添付して下さい。

(4) 図書には、必ず縮尺、凡例を明示してください。

(5) 登記事項証明書は、申請後3か月以内のものを提出してください。

(6) 他の法令等との関連

① 他の法令等の許認可、承認、届出等を必要とする場合は、林地開発許可申請時以前又は同時に手続きをしてください。

4 許可後は

(1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容や許可条件に従って行わなければなりません。

(2) 開発行為に着手及び完了したとき、住所等を異動したとき、及び完了前に相続、合併その他の理由により、地位の継承が行われたとき、速やかに届出なければなりません。

(3) 施行中の状況について、着手後6か月ごとに知事に報告しなければなりません。

(4) 許可を受けた開発行為者は、現場の見やすい場所に許可標識を立てなければなりません。

(5) 開発行為を中止又は廃止するときは、速やかに防災措置を講じ、知事に届出、確認を受けなければなりません。

(6) 開発行為については、境界杭等で明示するとともに保存につとめ、隣接地に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければなりません。

(7) 開発行為の計画を変更する場合は、内容によっては、許可の変更申請を行わなければなりません。

(8) 開発行為中に災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに届

出なければなりません。

5 違反行為があったとき

(1) 次のような行為があった場合は、行為の中止及び復旧について命令等の処分を行うこととなり、場合によっては許可の取消処分等がなされることがあります。

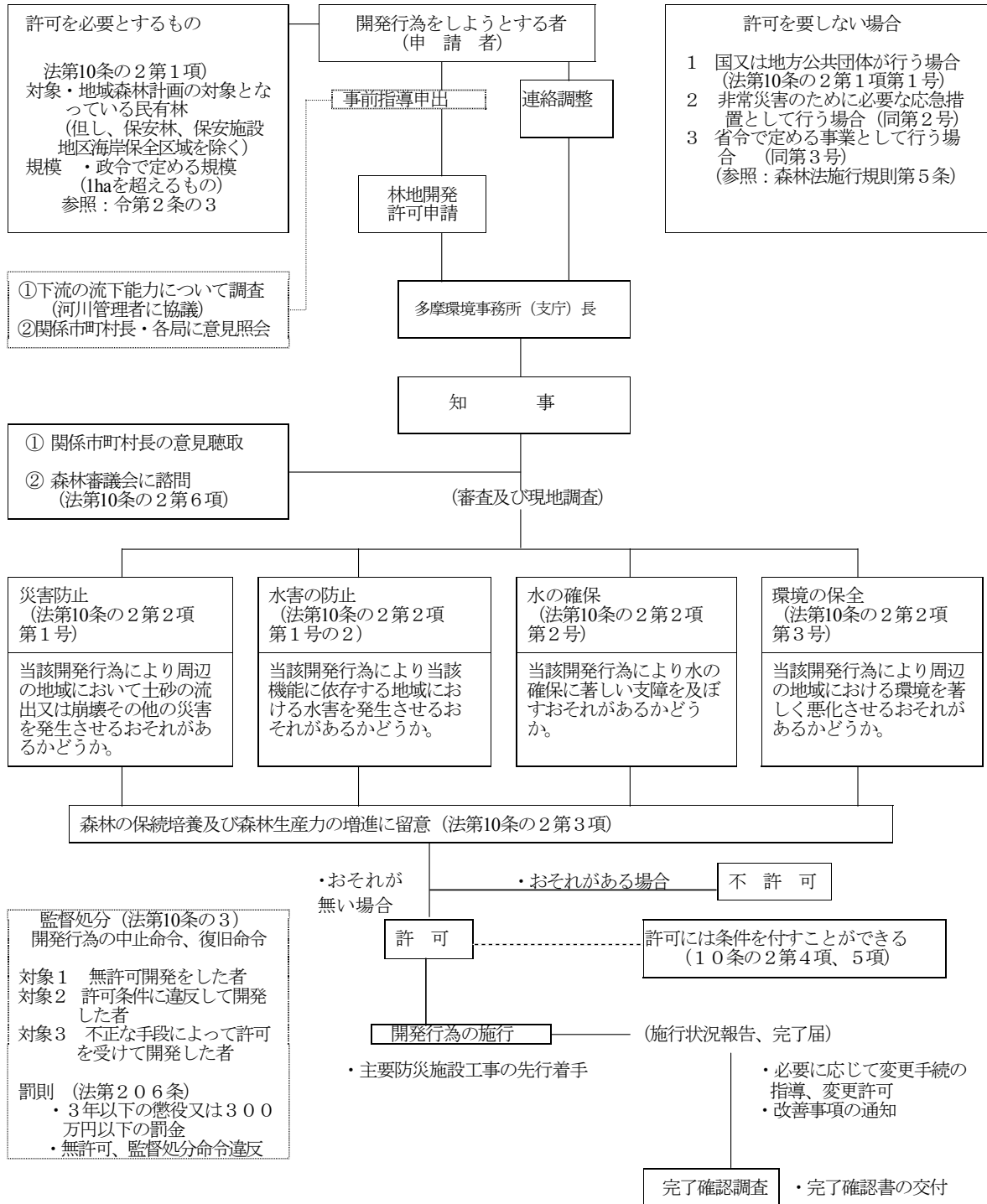
- ① 不正な手段により森林法第10条の2第1項の許可を受けて開発行為をした場合
- ② 許可にあたって付された条件に違反し、その内容が著しく公共の利益を阻害していると認められる場合。
- ③ 違反行為に対する中止又は復旧命令に従わない場合。
- ④ 開発行為許可後、相当の期間を超えても開発行為に着手しない場合。

6 開発行為完了の手続き

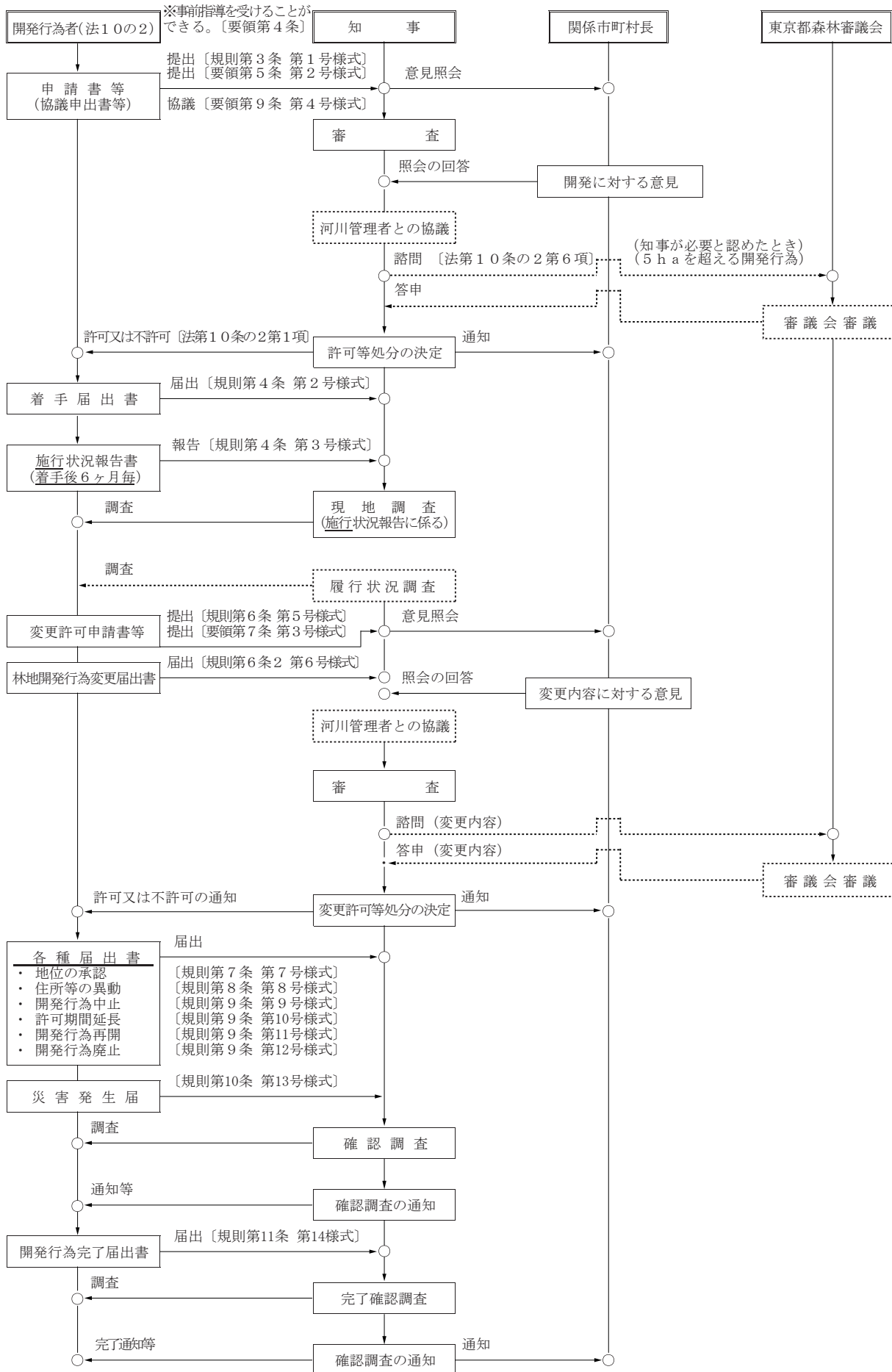
(1) 完了の確認

- ① 「林地開発行為完了届」の提出があったときは、知事は申請書及び添付図書の内容に従って行われたか、許可条件に適合しているかについて確認を行います。
- ② 確認の結果、是正の必要があると認めたときは、文書等により通知します。
- ③ 確認の結果、許可内容のとおり完了したことを認めたときは、「林地開発行為完了確認通知書」により通知します。

林地開発許可制度体系図



東京都林地開発許可フローチャート



Ⅱ 関係法令

森 林 法 （抄）

〔昭和26年6月26日 法律第249号〕

〔最終改正 平成28年5月20日 法律第44号〕

（この法律の目的）

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（地域森林計画）

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

- 七 保安林の整備，第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があったため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。
- (地域森林計画等の遵守)

第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従って施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

- 2 森林管理局長は、前条第1項の森林計画に従って国有林を管理経営するよう努めなければならない。

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一 の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。

- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第10条の11の4第1項(第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定(第10条の11の2第1項第1号の契約の締結に関するものを除く。)に基づいて伐採をする場合
- 四 第10条の17第1項の規定による公告に係る第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第10条の18において準用する第10条の17第1項の規定による公告があったときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合
- 五 第11条第5項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第12条第3項において準用する第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
- 六 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- 七 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
- 八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であって、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

- 九 普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十一 除伐する場合
- 十二 その他農林水産省令で定める場合

2 前項第10号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

第8章 罰 則

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の3の規定による命令に違反した者
- 三 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第38条第2項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者

第207条 次の各号のいずれかに該当する者は、150万円以下の罰金に処する。

- 一 第34条第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
- 二 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、又は下草、落葉若しくは落枝を採取する行為をした者
- 三 第38条第1項の規定による命令、同条第二項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分を除く。）又は同条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

第208条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の8第1項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- 二 第10条の9第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
- 三 第31条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第34条の2第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- 五 第34条の3第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第210条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の8第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第10条の8第3項又は第34条第9項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者
- 三 第34条第8項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

第212条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第205条から第210条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則（抄）

〔昭和49年5月1日 法律第39号〕

（開発行為に係る経過規定）

第5条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。）を行なっている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

附則（抄）

〔平成3年4月26日 法律第38号〕

第5条 この法律の施行前に旧森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可は、新森林法第10条の2第1項の規定によりされた許可とみなす。

森林法施行令（抄）

〔昭和26年7月31日 政令第276号〕

〔最終改正 平成28年12月26日政令第396号〕

（開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。

森林法施行規則（抄）

〔昭和26年8月1日農林省令第54号〕

〔最終改正 平成29年3月10日農林水産省令第14号〕

（開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書（2通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第5条 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- 四 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- 五 放送法（昭和25年法律第132号）に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- 六 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- 七 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 八 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- 九 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 十 博物館法（昭和26年法律第285号）第2第1項に規定する博物館

十一 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）

十三 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

十四 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設

十五 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル

十六 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

十七 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）

十八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設

十九 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

（適用除外）

第6条 法第10条の4の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第10条の4の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（2通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

（法令により立木の伐採につき制限がある森林）

第10条 法第10条の8第1項第8号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。

一 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地に係る森林

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林

三 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条の規定により除去を制限された立木に係る森林

四 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林

五 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項又は第73条第1項の規定により指定された特別地域内の森林

六 地すべり等防止法（昭和33年法律30号）第4条第1項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の森林

- 七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林
- 八 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の風致地区として定められた地区内の森林
- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
- 十 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第4条第1項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
- 十一 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項又は第46条第1項の規定により指定された特別地区内の森林
- 十二 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林
- 十三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第3条第1項の規定により定められた第1種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第2種歴史的風土保存地区内の森林
- 十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第37条第1項の規定により指定された管理地区内の森林

Ⅲ 東京都林地開発許可手続に関する規則

東京都林地開発許可手続に関する規則

(平成12年東京都規則第256号)

(一部改正平成16年4月 1 日15産労農政第1946号)

(趣旨)

第1条 森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の2の規定による林地の開発行為(以下「開発行為」という。)に係る許可の手続きについては、法、森林法施行令(昭和26年政令第276号)及び森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「林地」とは、法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている森林をいう。

(開発許可申請書)

第3条 施行規則第2条に規定する申請書は、別記第1号様式による。

(開発行為着手の届出及び施行状況の報告)

第4条 開発行為の許可を受けた者(以下「開発行為者」という。)は、当該開発行為に着手したときは林地開発行為着手届(別記第2号様式)を、開発行為の施行中においては着手後6月ごとに林地開発行為施行状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第5条 開発行為者は、開発行為の施行期間中、開発行為の区域内の見やすい場所に林地開発行為許可標識(別記第4号様式)を掲示しなければならない。

(開発行為の計画変更)

第6条 開発行為者は、許可を受けた開発行為の計画書(以下「計画書」という。)の計画内容について次の各号のいずれかに該当する変更をするときは、林地開発許可変更申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、許可を受けなければならない。

- 一 開発行為に係る林地の面積を増加する変更
- 二 調節池、擁壁、排水施設その他の防災施設(以下「防災施設」という。)の構造又は設置箇所の変更
- 三 法第10条の2第2項各号のいずれかに該当するおそれがあると認められる変更

2 開発行為者は、前項各号のいずれにも該当しない計画内容の変更をするときは、あらかじめ林地開発許可変更届(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(地位承継の届出)

第7条 開発行為の完了前に相続、合併その他の事由により、開発行為者の地位を承継した者は、速やかに林地開発行為者地位承継届(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(住所等の異動の届出)

第8条 開発行為者は、住所又は氏名（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に異動が生じたときは、速やかに林地開発行為者住所等異動届（別記第8号様式）に異動の事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(開発行為の中止、廃止等の届出)

第9条 開発行為者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 開発行為を中止するとき。 林地開発行為中止届 (別記第9号様式)
- 二 開発行為の期間を延長するとき。 林地開発行為期間延長届 (別記第10号様式)
- 三 開発行為を再開するとき。 林地開発行為再開届 (別記第11号様式)
- 四 開発行為を廃止するとき。 林地開発行為廃止届 (別記第12号様式)

2 開発行為者は、前項第1号又は第4号の届出をしようとするときは、防災施設の設置について知事の確認を受けなければならない。

(災害発生時における措置)

第10条 開発行為者は、開発行為の施行期間中に災害が発生したときは、必要な応急措置を講ずるとともに、災害発生届（別記第13号様式）に復旧計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(開発行為の完了の届出)

第11条 開発行為者は、開発行為が完了したときは、速やかに林地開発行為完了届（別記第14号様式）を知事に提出し、開発行為の内容について確認を受けなければならない。

(申請書又は届出書の経由及び提出部数)

第12条 この規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、東京都多摩環境事務所の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都多摩環境事務所の長を、東京都支庁の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都支庁の長を経由しなければならない。

2 前項の申請書等の提出部数は、2部とする。

(雑則)

第13条 開発行為の許可基準については、別に知事が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

林地開発許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ㊞
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村
開発行為に係る森林 の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載すること。
- 3 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合は、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 提出部数は、2部とする。

（日本工業規格A列4番）

第2号様式（第4条関係）

林 地 開 発 行 為 着 手 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名 ㊟
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為に着手したので、東京都林地開発許可手続に関する規則第4条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
及 び 許 可 番 号	第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 許 可 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 備考欄には、開発行為に係る森林法以外の法令の規定による許認可の状況、期間、年月日及び番号を記載すること。
- 3 提出部数は、2部とする。

(日本工業規格A列4番)

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都林地開発許可手続に関する規則第4条の規定により 年 月 日現在の
施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 郡	大字 字 村	番
開 発 許 可 面 積	ヘクタール		
開 発 行 為 の 目 的			
工 種	計 画 数 量	出 来 高 数 量	進 ち ょ く 率
			パーセント

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 現況写真（全景及び防災施設の設置状況等）を添付すること。
- 3 工程表を添付すること。
- 4 提出部数は、2部とする。

（日本工業規格A列4番）

第4号様式（第5条関係）

林 地 開 発 行 為 許 可 標 識	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開 発 行 為 の 目 的	
事 業 者 住 所 氏 名	電話番号
工事施行者 住 所 氏 名	電話番号
現場管理者 住 所 氏 名	電話番号
開発行為の区域の略図	

80cm

90cm

第5号様式（第6条関係）

林地開発許可変更申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ㊞
 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり林地の開発行為の計画内容を変更したいので、東京都林地開発許可手続に関する規則第6条第1項の規定により許可を申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
及 び 許 可 番 号	第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
変 更 事 由	
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載すること。
- 3 提出部数は、2部とする。
- 4 その他、必要書類を添付すること。

（日本工業規格A列4番）

林地開発許可変更届

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ㊟
 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり林地の開発行為の計画内容を変更するので、東京都林地開発許可手続に関する規則第6条第2項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
及 び 許 可 番 号	第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
変 更 事 由	
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
森林法以外の法令の 規定による許認可状況	
そ の 他	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 開発行為に係る区域を変更する場合は、変更部分を明示した区域図を添付すること。
- 3 森林法以外の法令の規定による許認可状況欄には、許認可の状況、期間、年月日及び番号を記載すること。
- 4 その他、必要書類を添付すること。
- 5 提出部数は、2部とする。

（日本工業規格A列4番）

第7号様式（第7条関係）

林地開発行為者地位承継届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

承継人
住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
被承継人
住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為者の地位を承継したので、東京都林地開発許可手続に関する規則第7条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
承継された開発行為 に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村
承継された開発 許可面積	ヘクタール
開発行為の目的	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 承継人の印鑑証明書を添付すること。
- 3 承継人が法人の場合は、登記事項証明書を添付すること。
- 4 提出部数は、2部とする。

（日本工業規格A列4番）

第 8 号様式（第 8 条関係）

林地開発行為者住所等異動届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名 ㊞
 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり林地の開発行為者の住所等に異動が生じたので、東京都林地開発許可手続に関する規則第 8 条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 行 為 の 目 的	
変更後 住所 氏名 （法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）	
変更前 住所 氏名 （法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）	
そ の 他	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 提出部数は、2 部とする。

（日本工業規格 A 列 4 番）

林地開発行為中止届

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ㊟
 （法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり林地の開発行為を中止するので、東京都林地開発許可手続に関する規則第9条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村
開発許可面積	ヘクタール
開発行為の目的	
中止年月日	年 月 日
中止理由	
防災施設 施工状況	
森林法以外の法令の規定による許認可状況	
再開予定年月日	年 月 日

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 現況写真（全景及び防災施設の設置状況等）及び図面を添付すること。
- 3 森林法以外の法令の規定による許認可状況欄には、許認可の状況、期間、年月日及び番号を記載すること。
- 4 提出部数は、2部とする。
- 5 再開するときは、林地開発行為再開届を提出すること。

（日本工業規格A列4番）

林地開発行為期間延長届

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

⑨

(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為の期間を延長するので、東京都林地開発許可手続に関する規則第9条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号		
開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村			
開発許可面積	ヘクタール			
開発行為の目的				
当初完了予定年月日	年 月 日			
変更完了予定年月日	年 月 日			
延長理由				
開発行為の 施工状況	工 種	計 画 数 量	出来高数量	進ちょく率（パーセント）
森林法以外の法令の規定による許認可状況				

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 現況写真（全景及び防災施設の設置状況等）を添付すること。
- 3 出来高図面及び工程表を添付すること。
- 4 森林法以外の法令の規定による許認可状況欄には、許認可の状況、期間、年月日及び番号を記載すること。
- 5 提出部数は、2部とする。

（日本工業規格A列4番）

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

林 地 開 発 行 為 再 開 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名 (印)
 (法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為を再開するので、東京都林地開発許可手続に関する規則第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 許 可 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
中 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
森林法以外の法令の規定による許認可状況	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 工程表を添付すること。
- 3 森林法以外の法令の規定による許認可状況欄には、許認可の状況、期間、年月日及び番号を記載すること。
- 4 提出部数は、2 部とする。

(日本工業規格 A 列 4 番)

林地開発行為廃止届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為を廃止するので、東京都林地開発許可手続に関する規則第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 許 可 面 積 (うち開発済面積)	ヘクタール (ヘクタール)
開 発 行 為 の 目 的	
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
防 災 施 設 の 措 置 状 況	
森林法以外の法令の規定による許認可状況	
そ の 他	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 現況写真（全景及び防災施設の設置状況等）及び図面を添付すること。
- 3 開発跡地の防災施設施工状況を含む実施平面図を添付すること。
- 4 森林法以外の法令の規定による許認可状況欄には、許認可の状況、期間、年月日及び番号を記載すること。
- 5 提出部数は、2 部とする。

（日本工業規格 A 列 4 番）

第13号様式（第10条関係）

災 害 発 生 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり災害が発生したので、東京都林地開発許可手続に関する規則第10条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 許 可 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 箇 所	
災 害 面 積	ヘクタール
被 害 の 状 況	
復 旧 の 方 法	
復 旧 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 被害状況の図面及び写真で明示すること。
- 3 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。
- 4 提出部数は、2部とする。

(日本工業規格A列4番)

第 1 4 号様式（第 1 1 条関係）

林 地 開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名 (印)
 (法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為が完了したので、東京都林地開発許可手続に関する規則第11条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開 発 許 可 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 年 月 日	年 月 日
防 災 施 設 の 設 置 状 況	
残置森林の状況及び造成 森林（緑地）の設置状況	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 完了時の現況写真（全景及び防災施設の設置状況等）及び図面を添付すること。
- 3 提出部数は、2部とする。

（日本工業規格A列4番）

IV 東京都林地開発許可実施要領

東京都林地開発許可実施要領

〔平成16年4月1日16環自緑第6号〕

（目的）

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく開発行為の許可及び第10条の3の規定に基づく監督処分等の取扱いについて、厳正かつ円滑な実施を図るため、森林法施行令（昭和26年政令第276号。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。）及び東京都林地開発許可手続に関する規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業区域 開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域
- (2) 開発行為をしようとする森林 法第5条に規定する地域森林計画対象民有林である森林
- (3) 開発行為に係る森林 開発行為をしようとする森林のうち、土地の形質を変更する森林で、一時利用する場合も含めるものとする。
- (4) 残置森林 開発行為をしようとする森林の区域内で開発行為に係る森林以外の区域
- (5) 残置森林率 残置森林のうち、若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合
- (6) 造成森林 土地の形質を変更した森林及び森林以外の土地に造成した高木性樹木で構成する森林
- (7) 森林率 残置森林に開発行為をしようとする事業区域内の造成森林を加えた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合
- (8) 造成緑地 土地の形質を変更した森林及び森林以外の土地に造成した低木性樹木又は、草本類で構成する緑地

（開発行為の許可基準）

第3条 開発行為の許可基準は、別表1「開発行為の許可基準」に定めるところによる。

（開発行為の事前指導）

第4条 開発行為の許可を受けようとする者は、許可申請前に林地開発行為事前指導申出書（別記第1号様式）を、東京都多摩環境事務所の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都多摩環境事務所の長に、東京都支庁の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都支庁の長に申し入れを行い、事前指導を受けることができる。

(開発許可申請書に添付する図書)

第5条 規則第3条の規定による林地開発許可申請書に添付する関係図書は、別表2 開発行為許可申請図書一覧表（以下「申請図書一覧表」という。）によるものとする。

(開発行為の変更)

第6条 規則第6条第1項第1号の「面積の増加する変更」については、変更後の面積が変更前と比べて減となっても新たに森林区域が開発対象となる場合は該当するものとする。

2 規則第6条第1項第2号の「構造又は設置箇所の変更」については、高さの変更及び施設の廃止も含むものとする。

3 規則第6条第2項の「林地開発許可変更届」については、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 開発行為の目的の変更

(2) 開発行為の事業区域の変更

(3) 残置森林・造成森林の形状、位置、数量の変更

(4) 「開発行為の許可基準」の法面勾配・高さ・段数の変更

(開発行為の計画変更添付する図書)

第7条 規則第6条の規定による林地開発許可変更申請書に変更対照表（別記第3号様式）に変更に伴いその内容が変更される関係図書（別表2「申請図書一覧表」）を添えて提出するものとする。

(開発行為の許可標識の掲示)

第8条 開発行為者は、当該許可標識に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに当該記載した事項を書換えなければならない。

2 開発行為者は、当該開発行為を完了したとき、若しくは廃止したときは、速やかに許可標識を撤去しなければならない。

(開発行為の協議)

第9条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定による許可を要しない開発行為について、当該開発行為をしようとする者は、協議書（別記第4号様式）に関係図書を添えて提出し、協議するものとする。

2 協議書に添付する関係図書は、別表3「連絡調整協議図書一覧表」によるものとする。

3 協議書は、東京都多摩環境事務所の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都多摩環境事務所の長に、東京都支庁の所管する区域内において開発行為を行う者にあつては所管の東京都支庁の長に提出しなければならない。

4 前項の協議書の提出部数は、原則として2部とする。

(施行規定)

第 10 条 この要領に規定するもののほか、事務の取扱いに関し、必要な事項は東京都林地開発許可等事務処理基準で定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

東京都林地開発許可制度実施要領（平成 14 年 4 月 1 日、13 労経農林第 1794 号）は廃止する。

別表1

開発行為の許可基準

第1 目 的

都民生活及び地域社会における森林の果す役割の重要性にかんがみ、森林の有する多目的機能の高度発揮を図る観点から、森林の土地の適正な利用を確保するため、森林における開発行為の許可の適切な運用を図ることを目的とする。

第2 許可制の対象について

1 許可制の対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 許可制の対象となる開発行為

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（別紙）で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。

(1) 開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

(2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを越えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。」と定められているが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常

の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

ア この「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、道路の新設又は改築にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

ウ 「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道よりの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

なお、地域森林計画の計画事項である「森林の土地の保全に関する事項」（法第5条第2項第6号）に対応して、「地域森林計画に従って森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」（法第8条）こととされている。

第3 開発行為の要件

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

1 一般的事項

(1) 次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可をうけた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

イ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

(注)「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必

要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

(2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であることが明らかであること。

(3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

(6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

(注) 地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

(7) 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

(注) 「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権限を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めることが望ましい。

2 法第10条の2第2項第1号関係事項

(1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

土地の利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

- (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保すること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかなこと。

技術的なことについては、次のアからエに掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

(ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

(イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に2メートル以上の小段が設置されるほか必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおお

むね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。

(イ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ウ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設置、2メートル以上の小段の設定、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 切土、盛土又は捨土を行う場合は、周辺の土地利用の実態からみて、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ア 人家、学校、道路等に近接している場合は擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講じること。

イ 設置される擁壁の構造は、次によるものであること。

(ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

法面保護は、次により行われるものであること。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植生工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。

- (5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合又は人家、学校、道路等が近接している場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

えん堤等の設置は次によるものであること。

ア えん堤等の容量は、次の(ア)、(イ)により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

イ えん堤等の設置箇所は極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準解説（総則・山地治山編）3－6－3 治山ダムの種別の選定」（平成11年7月発行）によるものであること。

- (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(7) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の点により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。

- ・ 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³ / s e c)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm / h o u r)

A : 集水区域面積 (h a)

- ・ 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。
 - a 流出係数は、次の表 1 を参考にして定められていること。
 - b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。
 - c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 2 を参考として用いられていること。

表 1

区分 地表状態	浸 透 能 小	浸 透 能 中	浸 透 能 大
林 地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～0.6	0.3 ～0.5
草 地	0.7 ～0.8	0.6 ～0.7	0.4 ～0.6
耕 地	—	0.7 ～0.8	0.5 ～0.7
裸 地	1.0	0.9 ～1.0	0.8 ～0.9

※ 表 1 の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。

表 2

流 域 面 積	単 位 時 間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

- (イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより大きく定められていること。

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールを設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

(注) (6)のイの(エ)により河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。「同意」については、他の排水施設を経由して河川に排水を導き河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、河川管理者の同意を必要とすること。下流の水道取水施設、漁業権を取得している組合等の同意を必要とすること。

(7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(注)「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とすること。

イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダ

ムのその1.2 倍以上のものであること。

ウ 開発行為を行う下流部に人家、学校、道路等が近接している場合は、洪水調節池等の設置について原則として第3の2の(5)のえん堤等の構造であること。

エ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかなること。

3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかなること。

洪水調節池等の設置は次によるものであること。

(1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には第3の2の(7)のアによるものであること。

ア 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることが出来ない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当って当該地点の河川等の管理者の同意を得ているもの

でなければならない。

イ 余水吐の能力は、第3の2の(7)のイによるものであること。

ウ 洪水調節池等の構造は、第3の2の(7)のウによるものであること。

エ 洪水調節の方法は、第3の2の(7)のエによるものであること。

4 法第10条の2第2項第2号関係事項

- (1) 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかなこと。

(注) 導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかなこと。

5 法第10条の2第2項第3号関係事項

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかなこと。

ア 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、別紙の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、別紙の森林の配置等により開発行為

の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別紙に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別紙に準じて適切に措置されていること。

(ア) 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- ① 公園・緑地・広場
- ② 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- ③ 緑地帯、緑道
- ④ 法面緑地
- ⑤ その他上記に類するもの

(イ) 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

イ 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を、下表を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

樹 高	植 栽 本 数 (１ヘクタール当たり)
１メートル	２，０００本
２メートル	１，５００本
３メートル	１，０００本

- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

(注)「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

【別添】

(1) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満である場合

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して配置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 - 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率はおおむね40パーセント）以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 - ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率はおおむね40パーセント）以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 - レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
学校、工場、事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	- 原則として、周辺におおむね30メートル程度の残置森林又は造成森林を配置する。 - 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上（緑地を含む）とする。	- 極力、周辺部に森林・緑地を配置する。 - 事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		- 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 - 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキューヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(2) 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上である場合に使用する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とする。 3 1区画の建物敷の面積はおおむね200平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は1区画の面積のおおむね20パーセント以下とする。 4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して配置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるグレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、グレンデ等と駐車場との間には幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成を林を配置する。 4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね70パーセント以上とする。(残置森林率はおおむね60パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね40メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね40メートル以上)を配置する。 3 切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね150万立方メートル以下とする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
宿泊施設、レジャー施設の設定	森林率はおおむね70パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね20パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
学校、工場事業場の設置 グラウンドの造成 霊園の造成 残土処分	森林率はおおむね35パーセント以上とする。	1 原則として、周辺におおむね50メートル程度の残置森林又は造成森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね30パーセント以上（緑地を含む）とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にであっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

- (注) 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(別記第1号様式)

林地開発行為事前指導申出書

平成 年 月 日

多摩環境事務所長
殿
支 庁 長

住 所

氏 名 (印)
(法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発許可申請に先だち、あらかじめ事前指導を受けたいので申し出ます。

開発行為に係る森林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番 郡 村
開発行為に係る森林 の 土 地 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定 年 月 日	平成 年 月 日
開発行為の完了予定 年 月 日	平成 年 月 日 (事業期間 か月)
用 地 の 権 利 関 係	
備 考	

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載のこと。
- 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 添付書類は、事業計画書、位置図、土地利用計画図、その他参考資料とする。

別表 2

開発行為許可申請図書一覧表

No.	図 書 名	摘 要	様式No.
1	計 画 概 要 書		2－1
2	計画概要書付属明細書		2－2
3	土 地 利 用 計 画 書		2－3
4	林地開発行為工程表		2－4
5	防 災 計 画 概 要 書		2－5
6	堰堤及び洪水調節池一覧表		2－6
7	他法令の許認可関係調書	許認可通知文書を添付すること	2－7
8	資 金 計 画 書	残高証明書は申請日前3か月以内のもの	2－8
9	土地所有権者の同意書	印鑑証明書を添付すること	2－9
10	土地有権者との契約書の写		
11	土地登記事項証明書	申請日前3か月以内のもの	
12	公共施設管理者の同意書	道路使用承認等を含む	
13	法人の登記事項証明書	申請日前3か月以内のもの	
14	図 面	付表に基づき作成すること	付表 1－1 1－2

別表 3

開発行為の協議（連絡調整）図書一覧表

No.	図 書 名	摘 要	様式No.
1	計 画 概 要 書		2－1
2	計画概要書付属明細書		2－2
3	土 地 利 用 計 画 書		2－3
4	林地開発行為工程表		2－4
5	防 災 計 画 概 要 書		2－5
6	他法令の許認可関係調書		2－7
7	位 置 図	1／5,000 以上として付表に準じて作成すること	
8	区 域 図	1／2,500 以上 "	
9	土 地 利 用 計 画 平 面 図	1／2,500 以上 "	
10	防 災 計 画 図	1／2,500 以上 "	
11	面 積 計 算 図	1／2,500 以上 "	
12	土 工 定 規 図	1／100 以上 "	
13	横 断 図	1／200 以上 "	
14	縦 断 図	横 1／1,000 縦 1／200	

(別記第2-1号様式)

計 画 概 要 書

計 画 概 要						
開発行為に係る事業又は施設の名称						
開 発 面 積 等	開発行為をしようとする事業区域面積		(今期計画) / (全体計画) ヘクタール			
	開発行為をしようとする森林区域面積		/ ヘクタール			
	開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積		/ ヘクタール			
現 況	地 形		標高 m～ m		平均傾斜度 度	
	地 質		基 岩		土 壤	
	人工林（主要樹種名 ）天然林（主要樹種名 ）					
	立 木 地		未 立 木 地	伐 採 跡 地	岩 石 地 等	竹 林
	人 工 林	天 然 林				
	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
開 発 行 為 の 内 容	全体計画					
	期別計画					
施行業者 (住所・氏名)						
事業期間		着手後 ケ月				
残置森林、造成 森林、緑地の面 積及び森林面積 に対する割合等	項目	残 置 森 林		造 成 森 林	合 計	緑 地
		林齢16年 以上	若 齢 林 15年生以下			
	面積	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
	割合	%	%	%	%	%

事業経費		事業資金 (千円)		資金調達方法			
				種類又は名称	金額 (千円)		
		内	用地費		内		
			工事費				
訳				訳			
	その他						
防災施設工事等の設計方針	土木関係	総切取土量	m ³	切取法勾配	1 :		
		総盛土量	m ³	盛土法勾配	1 :		
		残土量	m ³				
	災害防止対策等	土留工 (擁壁)	m	植栽工	m ²		
暗渠工		m	法面緑化工	m ²			
水路工		m					
沈砂池		個	(貯砂能力	m ³)			
洪水調節池		個	(調節能力	m ³)			
	維持管理方法 その他、特に 配慮する事項						
残置森林・造成森林の維持管理方法							
一時的利用の場合は利用後の原状回復方法							
周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状況							
当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需要の状況		・飲料水源の有無 ・防火用水等に関する利用の有無 ・漁業関係施設の有無 ・水源を依存する農地の有無					
その他		森林施業上での影響の有無、隣接土地所有者の同意の有無					

(別記第 2 - 3 号様式)

土 地 利 用 計 画 書

単位：h a

開発前区分 開発後区分 (例示)	森	林	農	地	そ の 他	計
法面・平坦地						
工場・建物用地						
調節池						
沈殿池						
公共用地						
保全区域						
小計						
造成緑地						
造成森林						
小計						
残置森林						
計						

- (注) 1 開発後区分と造成緑地・造成森林とが重複する場合は、造成緑地・造成森林の面積を()書きとすること。
 2 面積は、ヘクタールを単位とし、少数点以下第 4 位まで記載すること。

(別記第2-4号様式)

林地開發行為工程表

		平成 年											
工 種	数 量	平成 年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
備 考													

(別記第 2 - 5 号様式)

防 災 計 画 概 要 書

土 木 関 係	切土量 m^3		盛土量 m^3	
	残土量 m^3			
残土処理 場 所 :				
最大切取高 m		切取法面勾配 割 分 (度)		
ステップ高 m		ステップ幅		
最大盛土高 m		盛土法面勾配 割 分 (度)		
ステップ高 m		ステップ幅		
	切取法面	緑 化 面 積 m^2	緑 化 工 法	
	盛土法面 m^2			
	残土法面 m^2			
	そ の 他			
主 要 構 造 物	擁壁 工種 :			
	延長 m	高さ m	前法勾配	割 分
	天端幅 m			
	柵工 工種 :			
	延長 m	高さ m		
	その他			
雨 水 排 水 施 設 (水路、調整池等)	集水区域面積 $h a$			
	雨量強度 mm/h			
	水路 工種 :			
	延長 m	高さ m	幅 m	
	安全率 %			
	暗渠等工種 :			
	延長 m	高さ m	幅 m	
	安全率 %			
	暗渠 工種 :			
	延長 m	径 m		
沈殿池 基	m^2 (	m^3)	安全率 %	
調整池 基	m^2 (	m^3)	安全率 %	
土 砂 流 出 防 止 施 設	土砂流出量 造成中: m^3 、 造成後: m^3			
	堰堤 工種 :			
	延長 m	高さ m	天端幅 m	
	上流法勾配 割 分	下流法勾配 割 分		
	設計推砂量 m^3	安全率 %		
設 計 基 準				

- (注) 1 施設の規模、断面を決定した算定書を添付すること。
 2 欄内に記入できない場合は別葉とすること。
 3 堰堤、調整池については、様式 2 - 6 号を添付すること。

(別記第2－6号様式)

堰堤及び洪水調節池一覽表

番 号	区 分	工 種	堤 体 規 格 構 造						貯水、堆砂容量（上段：実施、下段：必要量）						下流河川への影響		
			延長 m	高さ m	天端幅 m	上流法勾配 下流法勾配	堤体の 安全率	余水吐の 能力 m^3/s	貯水 面積 ha	農業用 水容量	洪水調 節容量	堆砂 容量	合計 m^3	容量の 安全率	設計放流量 m^3/s	下流河川流 下能力 m^3/s	流量の 安全率

(別記第 2 - 7 号様式)

他法令の許認可関係調書

法令種	条 項 第 条第 項	許 認 可 済 年月日、番号、期間	届 出 済 年 月 日	申 請 済 年 月 日
農 地 法				
農 振 法				
森 林 法				
都 市 計 画 法				
砂 防 法				
道 路 法				
河 川 法				
建 築 基 準 法				
宅 地 造 成 等 規 制 法				
自 然 公 園 法				
廃 掃 法				
工 場 立 地 法				
鉱 業 法				
採 石 法				
砂 利 採 取 法				
東京における自然の保護と回復に関する条例				

- (注) 1 許認可通知文、届出書、申請書の写しを添付すること。
 2 他法令等の許認可等を受けていない場合は、その理由又は経過書を添付すること。

(別記第 2－8 号様式)

資 金 計 画 書

会社法人等の設立年月日			資本金	千円
法令による登録等				
従業員数				
主たる取引金融機関				
収 入	自 己 資 金	千円		
	借 入 金	千円		
	そ の 他	千円		
支 出	用 地 費	千円		
	土 木 費	千円		
	防 災 費	千円		
	付 帯 費	千円		

- (注) 1 法令による登録等欄には建設業登録や採石業者登録などを記載すること。
 2 支出欄の土木費、防災費の明細書を添付すること。
 3 添付書類
 自己資金の証明書（金融機関の残高証明書等）
 借入金の融資証明書
 貸借対照表
 損益計算書
 4 証明書は原則として申請日前 3 か月以内に発行されたもので、2 以上の金融機関にわたる場合には同日付けのものであること。

(別記第2－9号様式)

土地所有権者の同意書

平成 年 月 日

殿

貴殿が 地区で東京都林地開発許可手続に関する規則に基づき開発行為を行うことについて、異議なく、その施行について同意します。

土地の関係権利者						
森林の所在場所	現況 地目	開発行為 の面積	権利 の種類	同意者の 住所、氏名	印	共有 関係

※ 権利の種類欄には、所有権、地上権、抵当権、賃借権等を記入する。

※ 印鑑証明書を添付すること。

(別記第3号様式)

変 更 対 照 表

		変 更 前		変 更 後	
事 業 区 域 面 積		ha		ha	
開発しようとする森林面積		ha		ha	
開 発 に 係 る 森 林 面 積		ha		ha	
開 発 後 の 土 地 利 用 計 画	開 発 後 の 用 途	ha		ha	
		ha		ha	
		ha		ha	
		ha		ha	
		ha		ha	
		ha		ha	
	造 成 森 林	ha		ha	
	小 計	ha		ha	
	残 置 森 林	ha		ha	
合 計	ha		ha		
残 置 森 林 率		%		%	
森 林 率		%		%	
全 体 計 画 期 間		当初	着手 年 月 日 完了 年 月 日	今回 変更	着手 年 月 日 完了 年 月 日
		前回 変更	着手 年 月 日 完了 年 月 日		
開発計画の概要について					
他法令等の許認可状況					
防 災 画 に つ い て	土工および緑化関係				
	主 要 構 造 物				
	排 水 計 画				
資 金 計 画 に つ い て					

(別記第 4 号様式)

文 書 番 号
平成 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

国又は地方公共団体の長 ㊟

林 地 開 発 行 為 の 協 議 に つ い て

東京都林地開発許可実施要領第 9 条の規定に係る開発行為を、別紙計画書のとおり実施したいので協議します。

- (注) 1 提出書類は別表 2 に基づき提出すること。
2 提出部数は正副 2 部とする。

【付表 1－1】

開発行為の目的	図面の種類	明 示 する べ き 事 項	縮 尺	留 意 する べ き 事 項
共通	位置図	①開発対象地域の位置 ②道路のみの開発行為については線形	1／50,000以上	
	区域図	①開発対象地域 ②市町村、大字、字界及び名称 ③事業区域界 ④開発対象区域内の立地条件（地形、河川、沢、湖沼（溜池）、崩壊地、人家、公共施設等）及び法令等に基づく地域指定の状況 ⑤残置又は造成する森林及び緑地	1／5,000以上	事業区域とは、地域森林計画区域以外以外の土地を含む開発をしようとする森林等の区域。地形図を使用すること。
	現況図	①開発対象地域について人工林、天然林及び針葉樹、広葉樹の区別 ②開発をしようとする森林の周辺の人家及び公共施設の位置	1／5,000以上	区別ごとに色分けすること。
	公 図	①事業区域と開発対象地域の区別 ②事業区域内及び隣接区域の所有者氏名及び地番	1／3,000以上	取得済み又は同意済みの箇所を色分けすること。
	開発区域求積図	地番ごと開発後の用途別面積	1／2,500以上	三斜法、座標法等。
	土地利用計画図	①切土、盛土、捨土等の形態別の施行区域 ②施行する施設又は工作物の位置 ③残置し又は造成する森林及び緑地の区域 ④公共施設、公益的施設及び文化財等の位置 ⑤縦横断測線を位置付ける。	1／2,500以上	コンターの記入してある図面を使用し、切土、盛土、捨土等明示すべき事項を色分けする。
	土工計画図	①造成計画平面図の測線名を記入し、施行前の地盤高の変化を明示し、施行後の計画高、法面の勾配及び施行する工作物を正確に記入する。	1／1,000以上	
	防災施設等の計画図	①標準の断面に法面の勾配、排水施設（小段の排水）、工作物の構造及び切土、盛土の法面保護等を明示する。	1／100以上	断面が長い場合は、法面の附近又は工作物の位置する場所でよい。
		①擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池及び洪水調節池等の位置を明示する。 ②流域の区域を明示する。	1／2,500以上	防災施設等の計画が総合的に判断できよう、施設別に色分け又は記号にて記入する。
		①擁壁、えん堤、貯水池及び洪水調節池の構造及び施設計画の詳細を明示する。	1／100以上	施行する施設ごとに図面を作成する。
附帯施設計画	排水施設の詳細図	雨水及び汚水排水に分離し、それぞれについて施行する排水施設の規模及び排水路の勾配等について明示する。又流末処理に至るまで水路状況を記入する。	1／2,500以上	汚水排水については、汚水処理場の位置と排水量に対する下流の流下能力（最小断面）を確認する。
	排水施設の詳細図	排水施設は、集水する流域面積によりその規模（管の大きさ等）が変るので流域面積ごとに排水系統を明示する。	1／2,500以上	流域面積の決定に対する理由を確認する。
	排水施設の詳細図	雨水及び汚水の排水施設の構造及び汚水処理場等の詳細を明示する。	1／100以上	河川等の環境基準を守る施設があるかどうか。
	施工中の災害防止計画図	施工中の災害を防止するため施行する施設等の位置及びその詳細を明示する。	1／2,500以上	施行する工程等が明らかであるか、又その理由について。
	道路計画平面図	進入道路の接続地点、幅員、延長、線形及び構造物の位置を明示する。（開発対象地域に道路を計画する場合もその詳細を記入する。）	1／2,500以上	造成計画平面図に同時図示してもよい。
	縦断面図	線形に沿って則点を入れ、地形の変化を明示し、計画勾配を記入する。	横1/1000 縦1/200	切土高、盛土高、勾配等が明示されているか。
	横断面図	則点ごとの断面の地形の変化を明示し、計画断面を記入する。	1／100以上	5. 0 m以上の法面に小段が切られているか。

【付表1－2】

開発行為の目的		図面の種類		明	示	す	べ	き	事	項	縮	尺	留	意	す	べ	き	事	項
土石採取	附帯施設計画	構造物の詳細図	給水計画	ブロック積、排水施設等の構造を明示する。												1／100以上	寸法、法勾配、材料が明示されているか。		
				送水施設、配水池、貯水、取水、給水管の配管及び浄水ポンプ等の位置及び規模等を明示する。												1／2,500以上	排水施設計画図に同時図示してもよい。		
				配水池、取水池、浄水場等の施設構造を明示する。												1／1,000以上	配水池等の施設の概要を明示するもの。		
				給水管、浄水ポンプ等の構造の詳細を明示する。												1／500以上			
	土地利用計画	土地利用計画平面図	採取計画の区域、沈砂池及び調節池を必要とするときはその位置、防災施設の配置計画等を明示する。残置し又は造成する森林及び緑地の区域を明示する。												1／2,500以上	コンターの記入してある図面を使用し、計画の区域、施設の配置計画を色分けし、その凡例に間違いがないか。			
			採取前の地盤高の変化及び採取後の計画縦断面を明示する。												1／1,000以上	切土高、盛土高、採取後の地盤高が明示されているか。			
			採取前の断面の地盤高の変化及び採取後の計画横断面を明示する。												1／1,000以上	採取後の断面及び道路等に接する場合その関連が明示されているか。			
	土工計画	計画縦断面図	計画横断面図	採取後の法面を保護する工法。												1／100以上	全面の保護でない場合は、その理由が明確か。		
				採取後の跡地を利用するときは、その計画施設を明示する。												1／2,500以上	利用計画がないときは、その維持管理について明示されているか。		
防災施設の計画	防災施設	跡地利用計画平面図	防災、排水計画平面図	採取中及び採取後における雨水の排水計画は、周辺の地域に対する防災計画及び流末処理について明示する。												1／2,500以上	周辺地域に影響があると認められるときは同意等があるかどうかを確認する。		
				防災、排水施設についてその構造の詳細を明示する。												1／100以上	調節池、沈砂池等の構造図があるか確認する。		

注意事項

- 1 上記図面のほか必要な図面は適当な縮尺で作成すること。
- 2 必要がないと認められる図面は省略することができる。

(その他) 添付する計算書等

- 1 土量計算書
- 2 面積計算書
- 3 雨水等排水の流量計算書
- 4 調節池貯水量計算書
- 5 給水量の計算書
- 6 地質調査書
- 7 設計者及び工事施行者一覧表
- 8 その他必要と認められる計算書

V 参 考（技術基準）

技 術 基 準

1 切土、盛土、捨土関係

表1 切土に対する標準法面の勾配

地 山 の 土 質		切 土 高	勾 配
硬	岩		1:0.3 ～1:0.8
軟	岩		1:0.5 ～1:1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5 ～
砂 質 土	密実なもの	5 m以下	1:0.8 ～1:1.0
		5 ～10m	1:1.0 ～1:1.2
	密実でないもの	5 m以下	1:1.0 ～1:1.2
		5 ～10m	1:1.2 ～1:1.5
砂利又は岩塊まじり 砂質土	密実なもの又は粒度分布のよいもの	10m以下	1:0.8 ～1:1.0
		10～15m	1:1.0 ～1:1.2
	密実でないもの又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0 ～1:1.2
		10～15m	1:1.2 ～1:1.5
粘 性 土 、 シ ル ト		10m以下	1:0.8 ～1:1.2
岩塊又は玉石まじりの粘性土		5 m以下	1:1.0 ～1:1.2
		5 ～10m	1:1.2 ～1:1.5

注) ・勾配は小段を含めない。
 ・勾配に対する切土高は当該切土法面から上部の全切土高とする。

表2 盛土材料及び盛土高に対する標準法勾配

盛 土 材 料	盛土高(m)	勾 配	摘 要
粒度の良い砂 (SW)、礫及び細粒分混	5 m以下	1:1.5 ～1:1.8	基礎地盤の支持
じり礫 (GM)(GC)(GW)(GP)	5 ～15m	1:1.8 ～1:2.0	力が十分にあり
粒度の悪い砂 (SP)	10m以下	1:1.8 ～1:2.0	浸水の影響のな
岩塊 (ずりを含む)	10m以下	1:1.5 ～1:1.8	い盛土に適用す
	10～20m	1:1.8 ～1:2.0	
砂質土 (SM)(SC)、硬い粘質土、硬	5 m以下	1:1.5 ～1:1.8	() の統一分類
い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土など)	5 ～10m	1:1.8 ～1:2.0	
火山灰質粘性土 (VH ₂)	5 m以下	1:1.8 ～1:2.0	

注) ・盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう。
 ・5メートル毎に小段を設置する。(平均幅2.0mを以上とする)
 ・盛土が滑り、緩み、沈下し又崩壊する恐れがある場合には、盛土を行う前に地盤の段切り、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

2 擁壁関係

- (1) 次の場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。
ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合を除く。

ア 次の (ア) 又は (イ) に該当する場合。

- (ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度（約 1.7割）より急で、かつ高さが2 mを超える場合。

但し、硬岩盤である場合又は次の a、b のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

a 表3において、法面の勾配が中欄の角度以下のもの。（図1、図2、図3）

b 表3において、法面の勾配が中欄の角度を超え、右欄の角度以下のもので、その高さが5 m以下のもの。

この場合において、法面の勾配が一律でなく、aに該当する法面の部分により上下に分離されているときは、その法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。（図4）

表3 切土材料

土 質	擁壁等を要しない勾配の上限（度）	擁壁等を要する勾配の下限（度）	
軟 岩（風化の著しいものを除く）	60度（1:0.58）	80度（1:0.18）	図1
風 化 の 著 し い 岩	40度（1:1.19）	50度（1:0.84）	図2
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度（1:1.43）	45度（1:1.00）	図3

- (イ) ・盛土により相当量の土砂が流出し下流に災害が発生するおそれがある場合
又は人家、学校、道路等が接近している場合。

・下流に人家、学校、道路等がなく盛土により生じる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ高さが1 mを超える場合（図5の斜線部）

〔切 土〕

図1 軟岩の場合（風化の著しいものを除く）

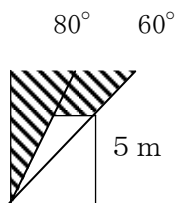


図2 風化の著しい岩の場合

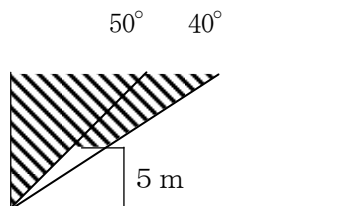


図3 砂利、真砂土、硬質粘土
その他これに類するもの

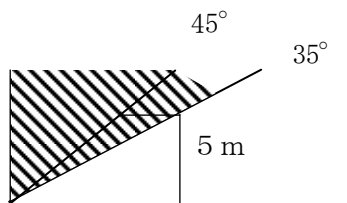
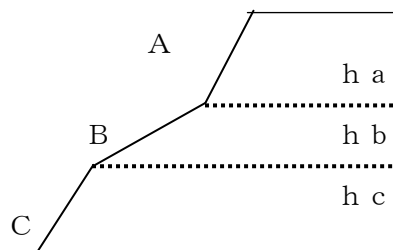


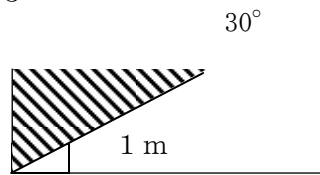
図4



法面Bが表3の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配が斜線部に該当する場合には、法面の高さは $h_a + h_c$ として算定する。

〔盛 土〕

図 5



② 擁壁の構造

ア 土圧、水压及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5 以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5 以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、内径 5.0cm 以上の水抜穴を 3 m² 当たり 1 個を標準として適正に設置すること。

カ 鉄筋及び無筋コンクリート造りの擁壁の構造が前記ア～オの安全基準を満たす場合は、「土木構造物標準設計一覧表」（建設省）等の標準設計によることとして差し支えない。

なお、宅地造成事業については、原則として①都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第33条〔開発許可の基準〕第 1 項第 7 号の擁壁の基準及び②宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191号）第 9 条〔宅地造成に関する工事の技術的基準等〕の擁壁の基準によることとして差し支えない。

3 えん堤関係

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害の発生のおそれのある場合又は人家、学校、道路等が近接している場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の措置を講ずること。

① えん堤等の容量は表 4 を標準とし、開発期間中及び開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。

表 4 1 ヘクタール当たりの 1 年間の流出土量

開発行為の期間中	300 m ³		
開発行為終了後、	皆伐地、草地	道 路	林 地
地表が安定するまで	15 m ³	5 m ³	1 m ³

（注）開発行為の終了後地表が安定するまでの期間は次を標準とする。

イ） 人家その他の公共的施設の近くでは 5 年間

ロ） 上記以外については 3 年間

② えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に接近した位置であること。

③ えん堤等の構造は「治山技術基準解説（総則・山地治山編）」（平成11年 7 月発行）によるものであること。

4 排水施設関係

① 排水施設の断面

計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の 1.2 倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。

ア 流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q：流量（m³/sec） V：流速（m/sec） A：通水断面（m²）

イ 流速の算定

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

n : 粗度係数

q : 潤辺長

R : 径深 = A / q (m)

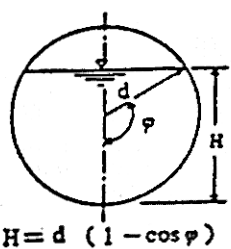
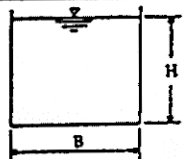
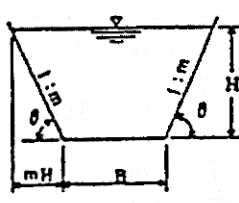
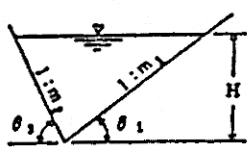
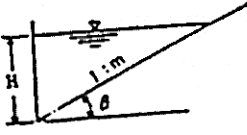
I : 水路勾配 (分数又は小数)

粗度係数は、表 5 の値を標準とする。

表 5 粗度係数

排水施設の種類			粗度係数 (n)
素堀り	土		0.020～0.025
	砂	レキ	0.025～0.040
	岩	盤	0.025～0.035
現場施工	セメントモルタル		0.010～0.013
	コンクリート		0.013～0.018
	粗石	練積	0.015～0.030
		空積	0.013～0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管		0.011～0.014
	コンクリート管		0.012～0.016
	コルゲートパイプ		0.016～0.025

(参考) 各種断面の排水断面積及び径深

	断 面 積	排水断面積 A	径 深 R
円 形	 $H = d (1 - \cos \varphi)$	$d^2 \left(\varphi - \frac{1}{2} \sin 2\varphi \right)$ (φ : ラジアン)	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2\varphi}{2\varphi} \right)$ (φ : ラジアン)
長 方 形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{2H + B}$
台 形		$H (B + mH)$ または $H (B + H \cot \theta)$	$\frac{H (B + mH)}{B + 2H\sqrt{1+m^2}}$ または $\frac{H (B + H \cot \theta)}{B + 2H \operatorname{cosec} \theta}$
三 角		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ または $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1+m_1^2} \sqrt{1+m_2^2}}$ または $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin (\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
形		$\frac{mH^2}{2}$ または $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1+m^2}}$ または $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

ウ 雨水流出量の算定

原則として次式により算定されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（m³/sec）＝ピーク流量

f：流出係数

r：設計雨量強度（mm/hr）

A：集水区域面積（ha）

（ア） 流出係数については、表6を標準とする。（面積加重平均したものを使用すること。）

表6 流出係数

区 分 地表状況	浸 透 能		
	小（山岳地）	中（丘りょう地）	大（平地）
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	———	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

（注）舗装面、屋根等不浸透面については、1.0とする。

（イ）設計雨量強度は表7によるものとする。

設計雨量強度は、次による到達時間内の10年確率で想定される降雨強度とし、次式により求めること。

表7

地 区	三 多 摩	大 島	三 宅	八 丈
10年確率	5, 100	10, 875	8, 625	6, 650
降雨強度式	$t + 25$	$t + 85$	$t + 55$	$t + 35$

（注） t：到達時間（分）岩井・石黒共著「応用水文統計学」第9章
本邦確率雨量分布図と降雨強度式の算定法”参照のこと。

到達時間は、次の表8を参考として用いること。

表8

流 域 面 積	到 達 時 間
50ヘクタール以下	10 分
100ヘクタール以下	20 分
500ヘクタール以下	30 分

- ② 排水施設の構造等
- ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であること。
 - イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置等の措置を講ずること。
 - ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置を適切に講ずること。
 - エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれのない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。
- ③ 宅地造成事業については、原則として宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191号）第9条〔宅地造成に関する工事の技術的基準等〕の排水施設の基準によることとして差し支えない。

5 落石等防止関係

飛砂、なだれ、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。技術的細則については、林道必携、道路土工指針等を参考とする。

6 洪水調節池関係

災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置

- ① 洪水調節池等の容量
- ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中および開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。
 - イ 開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超える場合は、この超える量も調整できる容量であること。
 - ウ 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込むこと。
- ② 余水吐の能力
- コンクリートダムにあっては 100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその 1.2倍以上のものであること。
- ③ 洪水調節池の設計
- 原則として自然放流方式であること。
- ④ 洪水調節池の設計
- 原則として次のとおりとする。
- ア 下流河川等の排水能力の変更地点（3箇所以上）ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定する。

$$Q = v \cdot a$$

{

—

Q : 下流河川等の流下能力 (m³/sec)

{

—

v : 下流河川等の流速 (m/sec)
〔マニング公式で算出すること〕

{

—

a : 下流河川等の断面 (m²)

イ 「調節池の許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{pc} = Q \frac{A}{A'}$$

{

—

Q_{pc} : 調節池の許容放流量 (m³/sec)

{

—

Q : 下流河川等の流下能力 (m³/sec)

{

—

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

{

—

A' : Qの算出地点の集水区域面積 (ha)

ウ 「許容放流量に対応する雨量強度」は次式により算出すること。

$$r_c = Q_{pc} \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

r_c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)

Q_{pc} : 調節池の許容放流量 (m³/sec)

f : 開発後のAの流出係数

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

エ 「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = \left(r_i - \frac{r_c}{2} \right) \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{6}$$

V : 調節池必要容量 (m³)

f : 開発後のAの流出係数

A : 調節池の集水区域面積 (ha)

r_i : 30年確率雨量強度曲線上の任意の
継続時間に対応する雨量強度 (mm/hr)

r_c : 許容放流量に対応する雨量強度 (mm/hr)

t_i : 任意の継続時間 (分)

この式において、必要容量が最大となる降雨継続時間 (分) を求め算出する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{30年確率降雨強度式を} \frac{a}{t+b} \text{ とすると次により求める。} \\ t_i = \sqrt{\frac{2ab}{r_c}} - b \end{array} \right]$$

(注) 「大規模宅地開発に伴う調節池技術基準 (案)」第8条参照のこと。

オ 「調節池の必要容量」は、エ式で算出した調節必要容量に、当該調節池に流入する土砂の堆砂量 (若干の安全率を見込むこと) を見込んだ容量とすること。

⑤ 洪水調節池の構造

開発行為を行う下流部に近接してえん堤等を兼ねた洪水調整池の設置は、原則として「開発行為の許可基準」の第3の2の(5)のえん堤等の構造であること。

ア 「排水孔 (又は放流管) の断面積」は、次式により算出すること。

$$S = \frac{Q_{pc}}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

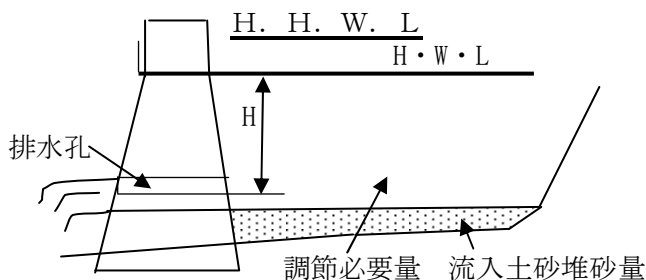
S : 排水孔の断面積 (m²)

Q_{pc} : 許容放流量 (m³/sec)

C : 流量係数
ベルマウスを有するとき
 $C=0.85 \sim 0.9$
ベルマウスを有しないとき
 $C=0.6$

g : 重力加速度 (9.8m/sec²)

H : 調節有効水深 (m)



イ 「100年間確率の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{100} = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r_{100} \cdot A$$

- Q_{100} : 洪水流量 (m^3/sec)
- f : 開発後の流出係数
- r_{100} : 100年確率の設計雨量強度 (mm/hr)
- A : 集水区域面積 (ha)

ウ 「余水吐の設計上の洪水流量」は次式により算出すること。

$$Q'_{100} = C' \cdot Q_{100}$$

- Q'_{100} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m^3/sec)
- C' : 安全性..... コンクリートダムにあっては $C' = 1.2$
フィルダムにあっては $C' = 1.44$ とすること。
- Q_{100} : 100年確率の洪水流量 (m^3/sec)

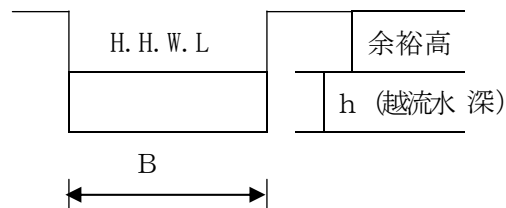
エ 「余水吐の設計」は、次の方法によること。

$$Q'_{100} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot h \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot h} (2b_u + 3B)$$

- Q'_{100} : 余水吐の流量 (越流量) (m^3/sec)
- C : 流量係数
- g : 重力加速度 ($9.8 \text{m}/\text{sec}^2$)
- h : 越流水深 (m)
- b_u : 余水吐の上長 (m)
- B : 余水吐の下長 (m)

上式において、 $C = 0.6$ とすれば
・余水吐断面が長方形の場合は

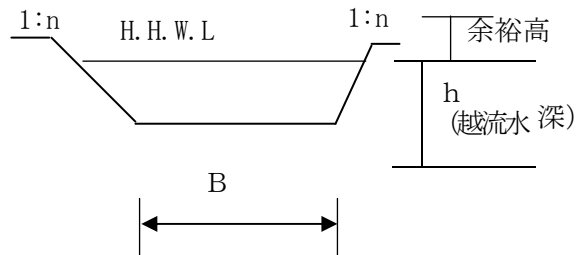
$$Q'_{100} = 1.77 \cdot B \cdot h^{3/2}$$



・余水吐断面が台形の場合は
(ア) 側壁勾配が、1:1 のとき
 $Q'_{100} = (1.77B + 1.42h) h^{3/2}$

(イ) 側壁勾配が、1:0.5 のとき

$$Q'_{100} = (1.77B + 0.71h) h^{3/2}$$



となる。設計にあたっては、更に余裕高を見込んで設計すること。

〔参 考〕

洪水調節池の構造等に関する技術的基準については、下記の基準等を参照すること。

- ① 「大規模宅地開発に伴う調節池技術基準」（大規模宅地開発に伴う調整池技術基準〔案〕策定委員会の発表）
- ② 「防災調節池技術基準（日本住宅公団及び社団法人日本河川協会の発表）
- ③ 「防災調節池設計々算例」（同発表）
- ④ 「治山技術基準解説」（平成11年7月発行）

30年確率で想定される降雨強度は、次式により求めること。

地 区	三 多 摩	大 島	三 宅	八 丈
30年確率	6, 375	14, 725	10, 350	8, 400
降雨強度式	$t + 25$	$t + 95$	$t + 55$	$t + 45$

3年確率で想定される降雨強度は、次式により求めること。

地 区	三 多 摩	大 島	三 宅	八 丈
3年確率	3, 400	6, 050	6, 600	4, 950
降雨強度式	$t + 25$	$t + 50$	$t + 50$	$t + 30$

100年確率で想定される降雨強度は、次式により求めること。

地 区	三 多 摩	大 島	三 宅	八 丈
100年確率	8, 550	23, 100	14, 500	9, 900
降雨強度式	$t + 30$	$t + 150$	$t + 85$	$t + 50$

（2） 水害の発生の防止に係る洪水調節池等の設置

① 洪水調節池等の容量

ア 洪水調節容量は、当該開発行為を行う下流のうち30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることができない地点のうち、開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

なお、当該地点の選定にあたっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

イ ピーク流量を流下させることのできない地点の生じない場合には、「災害の発生の防止に係る洪水調節池の設置」によること。

ウ 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込むこと。

② 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては 100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の 1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその 1.2倍以上のものであること。

③ 洪水調節池の構造

開発行為を行う下流部に近接して洪水調節池等の設置は、原則として「開発行為の許可基準」第3の2の(5)のえん堤等の構造であること。

③ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

7 沈砂池関係

(1) 周辺における水利用の実態等からみて水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置等の措置が必要であり、設計図書を添付すること。

(2) 沈砂池の面積は、次により求めること。

$$S = \frac{1}{H} \cdot Q \cdot T$$

S : 沈砂池の面積 (m²)

Q : 単位時間に処理する汚濁水量 (m³/hr)

T : 滞留時間 (3～4時間)

$$T = \frac{H}{V}$$

H : 沈砂池の有効水深 (1メートル以上)

V : 浮遊物質の沈降速度 (m/hr)

用 語 の 説 明

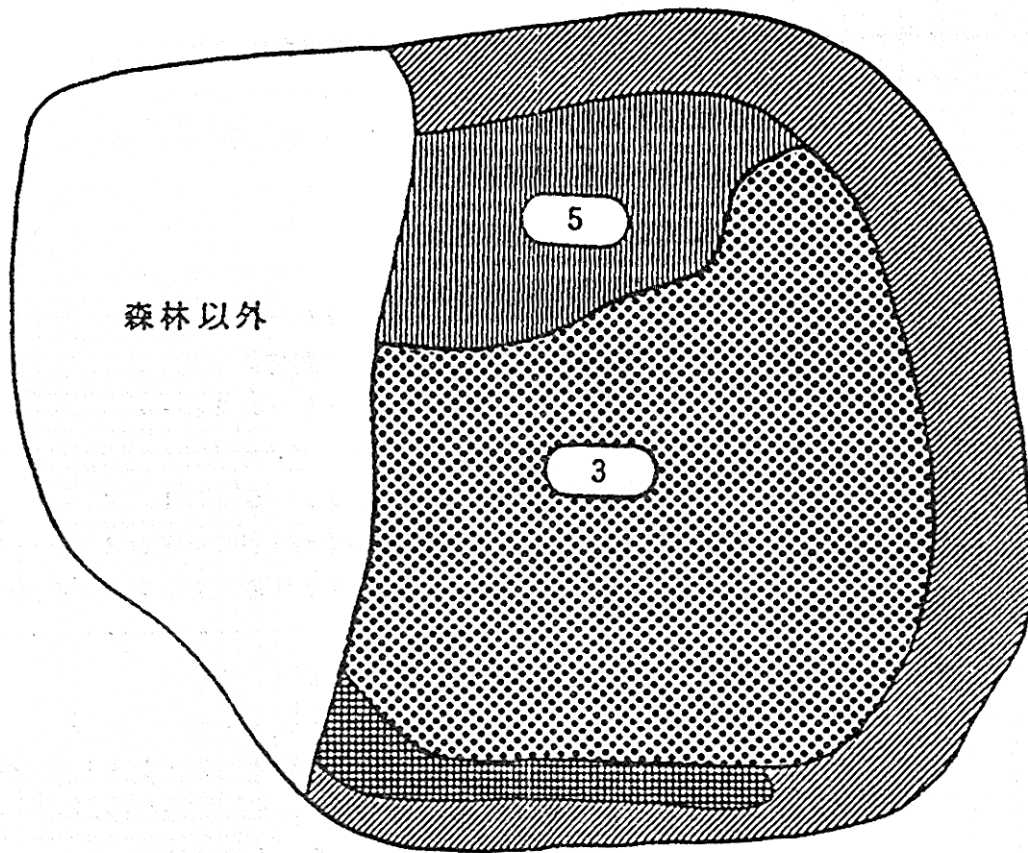
- 1 開発行為をしようとする区域（事業区域）
事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、農道及び水路等のすべての土地を含んだ区域をいい、現に土地の形質の変更等（即ち開発行為）を行う土地のみならず、土地の形質の変更はしないが、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。
- 2 開発行為をしようとする森林
開発行為に係る森林と残置する森林を合わせた森林のことをいう。（即ち事業区域に含まれる森林のことである。）
- 3 開発行為に係る森林
土地の形質の変更（即ち開発行為）を行う森林のことをいう。
- 4 残置森林
森林の現況のまま保全する森林をいう。ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林（15年生以下の森林とする。）については、残置森林率の算定対象としない。

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{開発行為をしようとする森林区域内の林齢16年生以上の残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域面積}} \times 100$$

- 5 造成森林
土地の形質の変更を行った後に植栽により造成する森林をいう。ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としない。

$$\text{森 林 率} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域面積}} \times 100$$

(参考図)



開発行為をしようとする事業区域



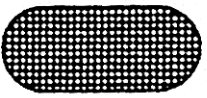
開発行為をしようとする森林



開発行為に係る森林



残置する森林（16年生以上）



残置する森林（15年生以下）



造成森林

書類の提出先等

申請書類の提出先は、下表のとおり。

事業区域の所在地	提 出 先 ・ 確 認 場 所	
	主 管 課 係	所 在 地
多摩地域全市町村	東京都多摩環境事務所 自然環境課指導担当 (※)	〒190-0022 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 TEL 042-521-4809
大島町、利島村 新島村、神津島村	大 島 支 庁 産業課林務担当	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1 TEL 04992-2-4434
三宅村、御蔵島村	三 宅 支 庁 産業課林務担当	〒100-1102 三宅村伊豆642 TEL 04994-2-1312
八丈町、青ヶ島村	八 丈 支 庁 産業課林務担当	〒100-1492 八丈町大賀郷2466-2 TEL 04996-2-1113
小笠原村	小 笠 原 支 庁 産業課産業担当	〒100-2101 小笠原村父島字西町 TEL 04998-2-2122

(※) 多摩地域では、地域森林計画対象民有林の確認場所のみ、以下になります。

東京都森林事務所 保全課 計画担当

〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎2階

TEL 0428-22-1155 (ダイヤルイン)

森林法に基づく
林地開発許可申請の手引

環境資料第28059号

平成29年3月 発行

平成28年度
登録第86号

編集・発行 東京都環境局自然環境部緑環境課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3551（直通）
03-5321-1111（代表） 内線42-643

印刷所 株式会社 アイガー
電話 03-5332-7411

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。


古紙バリエーション配合率70%の再生紙
を使用しています。
石油系溶剤を含まないインキを
使用しています。